

住宅用家屋証明書の申請に必要な書類について

◎個人が新築した住宅用家屋（注文住宅）

住宅用家屋証明申請書

確認済証または検査済証（写し可）

登記事項を確認できる書類 ①～⑤いずれか

①登記事項証明書（写し可）

②インターネット登記情報サービスから取得した照会番号と発行年月日が記載された登記情報書類

③登記完了証（電子申請）（写し可）※

④登記完了証（書面申請）および登記申請受領証（写し可）※

⑤登記完了証（書面申請）および登記申請書（写し可）※

※登記官の印がない登記完了証の場合は土地家屋調査士または司法書士による「事実相違ない」旨の認証印が必要です。

住民票（写し可）

*住民票の住所と家屋の所在地が異なる場合は申立が必要な場合あり

（例：住民票は「二宮350番地」だが家屋の所在地は「二宮字〇〇350番地1」の場合）

未入居の場合は申立書および現在家屋の処分方法を証明する書類（賃貸借契約書、売買契約書、媒介契約書、社宅証明書、当該親族からの申立書等）

「特定認定長期優良住宅」または「認定低炭素住宅」の場合は認定申請書の副本および認定通知書（写し可）

◎個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋（建売住宅、マンション）

住宅用家屋証明申請書

確認済証または検査済証（写し可）

登記事項を確認できる書類 ①～⑤いずれか

①登記事項証明書（写し可）

②インターネット登記情報サービスから取得した照会番号と発行年月日が記載された登記情報書類

③登記完了証（電子申請）（写し可）※

④登記完了証（書面申請）および登記申請受領証（写し可）※

⑤登記完了証（書面申請）および登記申請書（写し可）※

※登記官の印がない登記完了証の場合は土地家屋調査士または司法書士による「事実相違ない」旨の認証印が必要です。

家屋未使用証明書

売買契約書（売渡証書、譲渡証明書）、競落の場合は代金納付期限通知書（写し可）

住民票（写し可）

*住民票の住所と家屋の所在地が異なる場合は申立が必要な場合あり

（例：住民票は「二宮350番地」だが家屋の所在地は「二宮字〇〇350番地1」の場合）

未入居の場合は申立書および現在家屋の処分方法を証明する書類（賃貸借契約書、売買契約書、媒介契約書、社宅証明書、当該親族からの申立書等）

「特定認定長期優良住宅」または「認定低炭素住宅」の場合は認定申請書の副本および認定通知書（写し可）

◎個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋（中古住宅）

住宅用家屋証明申請書

登記事項を確認できる書類 ①・②いずれか

①登記事項証明書（写し可）

②インターネット登記情報サービスから取得した照会番号と発行年月日が記載された登記情報書類

売買契約書（売渡証書、譲渡証明書）、競落の場合は代金納付期限通知書（写し可）

住民票（写し可）

*住民票の住所と家屋の所在地が異なる場合は申立が必要な場合あり

（例：住民票は「二宮350番地」だが家屋の所在地は「二宮字〇〇350番地1」の場合）

未入居の場合は申立書および現在家屋の処分方法を証明する書類（賃貸借契約書、売買契約書、媒介契約書、社宅証明書、当該親族からの申立書等）

昭和56年12月31日以前に建築された建物の場合は耐震基準適合証明書等

住宅の取得日前2年以内に調査が完了し発行または評価されたもの ①～③いずれか

①耐震基準適合証明書

②住宅性能評価書（耐震等級が1、2または3であるもの）（写し可）

③既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（写し可）